

## 〔資料〕

- 衆議院小選挙区選出議員選挙公報
- 衆議院比例代表選出議員選挙公報
- 最高裁判所裁判官審査公報
- 福井県報

# 伝統と創造

## 日本福井化計画

今の日本は、政治も経済も壁にぶつかっています。国の安全と国民の生活を守る責任ある“本物”の政治が求められています。



福井一区 自民党公認  
稲田ともみ

将来につながる景気対策を行います。

景気対策としては、福井の中小企業のように従業員を家族のように大切にしている企業を応援します。5G家電から北陸新幹線中部縦貫自動車道まで、将来にすまがるかたちで景気回復をすすめます。福井の地域コミュニティ力を拡大し、子育て、教育、医療対策で、生活の質を高めます。

国を支える農業を守ります。

防衛も農業も基本はひとつ。国を守る意思、農業を守る意思とした意思があるかどうかです。福井の農業を守る、豊かな恵みを与えてくれる水田をうまくつかっていく、県民みんなが秋の収穫を喜びあえる、そのために全力を尽くします。

日本福井化計画

「日本福井化計画」を進めます。福井には米づくり、ものづくりで培われた誠実で勤勉で信義を重んじる心があります。地域の力も日本です。東京一極集中を是正し、福井の中小企業、農業を支援し、この不況から脱し、活気ある福井を取り戻して、福井のすばらしさを日本全体に拡げます。

合言葉は「伝統と創造」です。日本の良き伝統、福井の良き伝統を取り戻し、福井のため、そして日本の再建のために、全力を尽くします。ともに語り、一緒にこの福井から新しい日本を創りましょう。



稲田ともみ  
プロフィール  
●福井県立小中学校卒業  
●福井県立高等学校卒業  
●東京大学経済学系卒業  
●東京大学大学院経済学研究科卒業  
●民主党所属の国会議員  
●民主党所属の国会議員  
●民主党所属の国会議員  
●民主党所属の国会議員  
●民主党所属の国会議員  
●民主党所属の国会議員

## 国民の生活が第一。民主党

### PROFILE ささき竜三

昭和31年福井市生まれ  
父・母・妻と2人の息子(福井市在住)  
福井市の小中高校を経て、  
早稲田政経大学院、  
松下政経塾卒業  
衆議院議員(現在当選3回)  
松下政経塾出身国会議員の会会長  
●2007年  
「次の内閣」防衛大臣  
●現在  
「次の内閣」農林水産副大臣  
衆議院予算委員会委員  
衆議院青少年特別委員会筆頭理事  
※民主党「次の内閣」とは、  
政権交代したときを想定して  
党内に設置された閣僚候補です。



両親、妻、子供、みんな福井で暮らしています。

- ◎子ども一人につき、月額2万6千円。三人で年間100万円支給。高校の授業料を無料化。後期高齢者医療制度は廃止。
- ◎地方の予算に一括交付金13兆円。中小企業を元気に。全労働者に雇用保険を適用。職業訓練と月額10万円の手当て支給。
- ◎天下一、渡りでの年間12兆円のムダ遣い。それをお金をためるために。
- ◎農家への直接支払いと、安全安心のため、食の安全基準による輸入農産物の規制強化で、生計が成り立つ農業を実現します。
- ◎世界経済の中心になる東アジア。表玄関として、インフラを整備。
- ◎約40年間 財源を付けず選挙前だけ「新幹線は必ずやる」という自民党政権交代で地元企業の利益率が上がるような経費構造に見直します。財源を裏付け、必ず前進させます。

詳しくは政策のチラシ(マニフェスト)をご覧ください。

## 今、政権を変える!!



ささき竜三

## 自民・公明政権に退場の審判を「国民が主人公」の新しい政治に全力

あなたには2票あります  
代表は「日本共産党」とお書き下さい  
今度こそ北陸信越・比例の議席回復を

- 誰も受けられる安心の社会保障  
— 欧州などでは医療費は原則無料 —
- 後期高齢者医療制度は廃止し、75歳以上の医療費を無料に。
- 子育て応援 小中学校卒業まで医療費を無料に。
- 人間らしい労働のルール  
労働者派遣法を改正し、雇用は正社員が当たり前の社会にします。
- 安心して農業にはげめる農政を  
所得・価格を国の責任で支え、担い手も増やします。農業つぎしのFTA(自由貿易協定)は絶対に許しません。
- 消費税に頼らず  
12兆円の財源をつくり出します
- 軍事費、無駄な公共事業に金を入れて5兆円、大企業・大金持ちへのゆきすぎた巨額の減税を見直して7兆円の財源をつくり出します。
- 北陸新幹線は凍結、足羽川ダムは見直します。

「良いものは賛成、悪いものは反対」で行動する「建設的野党」  
民主党中心の政権ができてきたら、「建設的野党」条改憲、衆院比例定数削減などの危険な動きが具体的に現れたときは、国民をを守る防波堤として全力をあげます。ただし、民主党が表明

「国民の暮らしと権利を守るルールが欠かせない」。この間、県内の大手企業各社に「雇用を守れ」と直談判したり、生活に苦しむ人の生活保護申請などに取り組んできた私の実感です。国民から安心と希望を奪った自公政権に退場の決定的審判を下しましょう。  
自民・公明大連合がゆきつまった根本には「異常な大企業中心」「日本軍国同盟中心」の政治があります。企業救済も政治助成金も受け取らず、政治の根本を変える展望をもって行動する日本共産党が議席を増やすことこそ、自公政権への一番の審判となり、政治の身を震える一番の保障となるのではないのでしょうか。



日本共産党  
かねもと幸枝

1958年生まれ。党県書記長。党県民生活委員長。『消費税をなくす福井県』世話人。『しんぶん赤旗』福井県協議会常任理事。

平成21年  
8月30日執行

# 衆議院小選挙区選出議員選挙(福井県第1区)選挙公報

福井県選挙管理委員会

# 8月30日(日)は 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の投票日

投票は  
午前7時から午後8時まで



※投票所によっては、投票終了時刻が早くなっている場合がありますので、入場券等でご確認ください。

- 投票日には、衆議院小選挙区、衆議院比例代表および最高裁国民審査の3つの投票をすることになります。投票用紙をよく確かめて、お間違えのないように。
- **衆議院小選挙区** …ピンク色の投票用紙に **候補者の氏名** を書いてください。
- **衆議院比例代表** …うすい水色の投票用紙に **政党・政治団体の名称または略称** を書いてください。
- **最高裁国民審査** …白色の投票用紙の氏名の上の欄に、やめさせた方がよいと思う裁判官については「×」を書いてください。  
やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 符号や他のことを書き加えると無効となりますので、ご注意ください。

投票日に旅行などで投票できない方は、次の期間、**期日前投票**ができます。

- ・ 衆議院議員総選挙 **8月19日(水)～8月29日(土)** 午前**8時30分**から
- ・ 最高裁国民審査 **8月23日(日)～8月29日(土)** 午後**8時**まで



～行ってきて！ボクの未来がかかっている！！～



福井県選挙管理委員会

平成21年 8月30日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(福井県第2区) 選挙公報  
福井県選挙管理委員会



やまもと たく  
**山本拓**

**福井の「新たな仕事」「新たな就職先」を拡大！**  
新たな内需拡大と雇用の創出  
○今後3年間で60兆円の需要、200万人の雇用の創出  
◆地産地消促進法を制定し、農水産業の需要拡大、生産者の所得増大、環境負荷軽減、CO2削減、産業など成長分野を押し、土壌の拡大と新産業の育成、高齢者、若者が元気に活躍できる環境づくり  
◆学校、病院などの現代化、高齢者、子育て関連施設整備、医療、介護従事者の待遇改善  
◆世界の安全・安心生活関連事業、他

## 景気回復に 全力!

百年に一度の世界同時不況から、日本が一番に脱出するために、増税に頼らず、経済成長戦略を強力に推進。

**総額90兆円の経済対策を実施中!**

株券	1万円台回復
月平均経産省	上方修正(1ヵ月連続)
日経指数	改善(10年ぶり)

さらなる経済対策、成長戦略を促進!  
地方(とりわけ福井)経済の底上げへ

**景気回復で国の税収10兆円増。**  
世界一長者 福井県を「安全・安心」モデル県に!  
経済成長による税収増と、行政コスト削減により安定財源を確保  
◆経済政策を押し進め、景気回復を加速し、増税に頼らず、3年以内に税収10兆円増(平成の初め頃の水準)を達成。◆首相公選制、国会一院制、道州制の一体的改革により、低コスト体制で効率的な小さな政府を実現。行政コスト削減の大幅なコスト削減を図る。◆徹底した行政費のムダの削減、官僚の全庁禁止

**私の主張が、与党の政権公約となりました。**  
○私はかつて党員選挙において、選出候補に推薦し、経済成長による税収増によって必要経費を削減する政策を主張してきました。その結果、選出候補が景気回復の後に消費増税を引き上げようとした。私としては、それでは、このようにして、増税は、景気回復を通じて増税の必要性を減らすべきである。また、増税は、それが、景気回復の上で、増税に反対した候補は、社会政策や少子化対策は「消費増税を打ち切れば本業を壊す」との悪影響を招き、「75歳上げ」とは選挙で実現できなかった。私は、このようにして、増税を打ち、再選したい。これは、私の主張が、与党の政権公約となりました。○私は、年金、医療、子育て対策の財源は、できるだけ左と右を安定したうえで、増税を回避する。その際、消費増税は、増税の目的に、増税を打たず、増税の目的を達成する。増税の目的を達成する。増税の目的を達成する。増税の目的を達成する。

小選挙区は「山本拓」  
福井県を最もよく知る候補者  
比例区も「自民党」



幸福実現党  
**河合ゆうき**

**景気回復のために、消費税をゼロにします。**  
消費増税、増税をゼロにします。  
●消費増税、増税をゼロにします。●消費増税、増税をゼロにします。●消費増税、増税をゼロにします。●消費増税、増税をゼロにします。

**北朝鮮の核ミサイルで、一人の国民の命も失わせません。**  
●北朝鮮の核ミサイルで、一人の国民の命も失わせません。●北朝鮮の核ミサイルで、一人の国民の命も失わせません。●北朝鮮の核ミサイルで、一人の国民の命も失わせません。

## 大減税と国防強化で、皆様の幸福を実現いたします。

消費増税と税収との関係

消費増税の増税では、税収は増えません。  
上記のグラフのように、97年に消費税を3%から5%に上げた翌年には早くも税収は減り始め、99年には増税前より5兆円の税収減となりました。消費増税で社会保障を維持するという考えもありますが、増税は不況を呼んで税収を下げ、さらに増税という悪循環が繰り返されるだけです。これは、社会保障どころか、生活そのものが破たんしかありません。税収を増やすには、景気拡大しかありません。そのためには、大規模な減税しかないのです。

政治交代をなく、現状維持を繰り返さない。新しい選択。幸福実現党  
比例代表も



いとかわ まさあき (34才)  
**糸川まさあき**  
民主党公認

## 糸川まさあき5つの約束!

- 1 年金・医療・介護子育て支援の抜本改革で、安心社会を!
- 2 中小企業を元気に、雇用の確保と安定を!
- 3 安定し、後継者ができる農林水産業に!
- 4 中部縦貫自動車道など、必要で良質な公共事業の早期整備!
- 5 官庁主導の政治を打破、ムダの徹底排除と地域主権の確立!

私は陽の当たらない地域課題に積極的にチャレンジし、皆さんと一緒に、明日の福井を創ります。1年間で、介護子育て支援の抜本改革で、安心社会を!

**糸川正晃** (プロフィール)  
いとかわ まさあき  
1974年(昭和49年)12月21日生、34歳  
職 味噌、テニス  
座右の銘「竹柏勤心」  
(竹にも負けぬ竹や柏のように強き心)  
経歴  
・平成13年2月 ライフコンサルタント会社設立代表取締役  
・平成17年9月 第44回衆議院選国民新党北陸信越ブロック比例代表初当選  
・平成19年9月 国民新党国会対策委員長  
・平成21年7月 民主党福井県第2区支部長(候補代表)  
予算委員、議員連盟委員、厚生労働委員など担任。  
一国会での最多質問回数記録を33年ぶりに更新、86回。  
質問回数は4年間で約300回。  
付いたニュースは「質問王」、史上最年少国会対策委員長として、各政党の国会議員と同等に肩を並べ、国会の運営に携わる。

この選挙公報は、候補者から提出された原稿を写真製版によって印刷したものです。



# 8月30日(日)は 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の投票日

投票は

午前7時から午後8時まで



※投票所によっては、投票終了時刻が  
早くなっている場合がありますので、  
入場券等でご確認ください。

- 投票日には、衆議院小選挙区、衆議院比例代表および最高裁国民審査の3つの投票を  
することになります。投票用紙をよく確かめて、お間違えのないように。
- ・ 衆議院小選挙区 …ピンク色の投票用紙に **候補者の氏名** を書いてください。
- ・ 衆議院比例代表 …うすい水色の投票用紙に **政党・政治団体の名称または略称**  
を書いてください。
- ・ 最高裁国民審査 …白色の投票用紙の氏名の上の欄に、やめさせた方がよいと思う  
裁判官については「×」を書いてください。  
やめさせなくてよいと思う裁判官については、  
何も書かないでください。
- 符号や他のことを書き加えると無効となりますので、ご注意ください。

投票日に旅行などで投票できない方は、次の期間、**期日前投票**ができます。

- ・ 衆議院議員総選挙 8月19日(水)～8月29日(土) 午前8時30分から
- ・ 最高裁国民審査 8月23日(日)～8月29日(土) 午後8時まで



～行ってきて！ボクの未来がかかっている！！～



福井県選挙管理委員会



# 8月30日(日)は 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の投票日

投票は

午前7時から午後8時まで



※投票所によっては、投票終了時刻が早くなっている場合がありますので、入場券等でご確認ください。

- 投票日には、衆議院小選挙区、衆議院比例代表および最高裁国民審査の3つの投票をすることになります。投票用紙をよく確かめて、お間違えのないように。
  - ・ 衆議院小選挙区 …ピンク色の投票用紙に **候補者の氏名** を書いてください。
  - ・ 衆議院比例代表 …うすい水色の投票用紙に **政党・政治団体の名称または略称** を書いてください。
  - ・ 最高裁国民審査 …白色の投票用紙の氏名の上の欄に、やめさせた方がよいと思う裁判官については「×」を書いてください。  
やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 符号や他のことを書き加えると無効となりますので、ご注意ください。

投票日に旅行などで投票できない方は、次の期間、**期日前投票**ができます。

- ・ 衆議院議員総選挙 **8月19日(水)～8月29日(土)** 午前**8時30分**から
- ・ 最高裁国民審査 **8月23日(日)～8月29日(土)** 午後**8時**まで



～行ってきて！ボクの未来がかかっている！！～



福井県選挙管理委員会









# 国民新党

こく みんな しん とう

## 比例代表は「国民新党」

または「国民」とお書き下さい。

〒102-0093 東京都千代田区千代田2-14-7 新日本ビル3階  
TEL:03-329914545 FAX:03-527512675

略称：国民(こくみん) <http://www.kokumin.or.jp/>

# ふるさと再生 日本復活!!

郵政民営化の見直し  
地方の活力回復  
増税なき経済成長  
農林水産業の振興  
安心できる社会保障  
自然災害への対策強化  
農村・山村・漁村の再生  
観光・伝統文化の広域化

家計を豊かにし、地方や中小企業を元気にする政党、それが「国民新党」です。

総代表 総代表 総代表

# 日本の「改国」、始まる。

新党日本(略称：日本)は、6つの重点政策でバステルカラーの一億総中流社会を共創。脱しがらみ、脱なれあい。さあ、信じられる日本へ。

- 1 既得権益を生む「前例踏襲主義」を溶かし、「しがらみの大掃除」を。
- 2 「脱ダム」宣言こそ、「脱ムダ」宣言。政治や行政の「ムダの大掃除」を。
- 3 日本の文化と伝統、風土に根差した、経世済民の経済の成熟を実現。
- 4 「人が人のお世話をして成り立つ」福祉・医療・介護・教育を支援・育成。
- 5 最低生活保障＝ベーシック・インカムを全国民に支給。中流家庭を共創。
- 6 国際救助隊「サンダーバード隊」を創設。天変地異等の困難にある地域へ派遣。

新党日本のWEBサイトを訪れると、勇気と希望を共有出来るよ。

新党日本 検索

新党日本代表 田中 康夫

# 国民の幸福を実現することが、政治の目的です。

## 選新択しい

政権交代でもなく、現状肯定でもない。幸福実現党 大川隆夫

- ①消費税をゼロにして、景気を回復させます。  
●消費税、相続税、贈与税をゼロにします。  
●年率3%以上の経済成長を果し、株価を2万円台に乗せます。  
徹底した減税路線をとり、消費を活発にし、高度成長を実現します。消費税率を上げて、実はトータルで税収は増えません。景気拡大こそ、税収を増やす道です。
- ②北朝鮮の核ミサイルから、国民の命を守ります。  
●「毅然たる国家」として独自の防衛体制を築きます。  
私たちは、北朝鮮の日本人拉致や、ミサイル発射で日本を脅かすことを許しません。拉致事件解決やミサイル阻止のために、正当防衛の範囲であらゆる努力を行います。
- ③積極的な人口増加策で、年金問題を根本解決します。  
●「広くて安い住宅」「塾にたよらない教育」「通勤圏を飛躍的に拡大させる交通革命」などによって、子育てしやすい環境をつくれます。  
●年金財政は破たんが確実で、人口を増やすしか解決策はありません。年金等のため消費税を引き上げても、年金制度を維持することはできず、不況を深刻にするだけです。子育てのためのインフラを充実させると共に、外国人の移民や帰化を進めます。

消費税率と税収との関係

ご存知ですか? 消費税を上げて、税収は増えません。

比例代表は 幸福実現党 とお書き下さい。

# 自公政権を退場させ「国民が主人公」の日本を 長野、新潟、富山、石川、福井から

日本共産党は国民の立場で自公政権のまがった政治に正面から対決してきました。私たちを伸ばしていただき、自公政権に退場の決定的審判をくだしてください。

「財界中心」「日米軍事同盟中心」という自公政治のゆかみをおおとからたし、憲法に書いてあるとおり「国民が主人公」の日本をめざします。

小選挙区は候補者名で投票は2回あります

## 比例代表は 日本共産党

略称 共産党

消費税に頼らず 12兆円

米軍への「思いやり予算」など軍事費と大型公共事業のムダを削り、党政助成金廃止などで5兆円。大企業・大資産家にもうけ相応の負担をもとめ年間7兆円。

新政権ができれば、「建設的野党」として—願い実現の推進者—まちがった政治の防波堤 後期高齢者医療制度廃止や高校授業料の無償化、労働者派遣法の改正など一致する課題では他の政党とも協力し、願い実現の推進者となります。消費税増税や憲法9条の改定、日米FTA促進、衆院比例定数削減などの具体化は許しません。

消費税増税に絶対反対です

生活を守り抜く。 **マニフェスト2007達成率 96.5%** 実現進行中

## 政治は実行力

生活者の声を政治へ。これが公明党の一貫した政治姿勢。いくら政権交代を唱えても、政治を変えることはできない。国民に答える政策実現ができなければ、景気は一層後退してしまう。今、本当に「生活を守り抜く」政治を実現できる政党。

# 比例区は 公明党

略称「公明」

北陸信越ブロック名簿登載者  
漆原 良夫 党国会対策委員長、衆院当選4回、弁護士、明治大学卒、64歳  
田島 公一 党石川県本部広宣局長、創価大学卒、36歳

- 1 清潔政治を実現** 公明党なら、国民目線で「政界の大掃除」ができる。
- 2 命を守る政治** 公明党なら、「医療」「介護」の拡充ができる。
- 3 人を育む政治** 公明党なら、「子育て」「教育」「若者雇用」で人材立国ができる。
- 4 緑の産業革命** 公明党なら、「環境」「農業」で、経済活性化、雇用創出ができる。

# 政権交代で、暮らしを守る。

変わるの、あなたの生活です。

## 民主党の5つの約束



民主党代表 鳩山由紀夫

- 1 ムダづかい** 国の総予算207兆円を全面組み替え。税金のムダづかいと天下りを根絶します。議員の世襲と企業団体献金は禁止し、衆院定数を80削減します。
- 2 子育て教育** 中学卒業まで、1人当たり年31万2000円の「子ども手当」を支給します。高校は実質無償化し、大学は奨学金を大幅に拡充します。
- 3 年金医療** 「年金通帳」で消えない年金。年金制度を一元化し、月額7万円の最低保障年金を実現します。後期高齢者医療制度は廃止し、医師の数を1.5倍にします。
- 4 地域主権** 「地域主権」を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします。農業の戸別所得補償制度を創設。高速道路の無料化、郵政事業の抜本見直しで地域を元気にします。
- 5 雇用経済** 中小企業の法人税率を11%に引き下げます。月額10万円の手当つき職業訓練制度により、求職者を支援します。地球温暖化対策を強力に推進し、新産業を育てます。

<p><b>西村 ちなみ</b> 新潟1区(前-42) 元新潟県議 政権交代、日本と新潟の未来のために。</p>	<p><b>わしお 英一郎</b> 新潟2区(前-32) 公明党員 政治家 賢い、ニッポン32歳。</p>	<p><b>黒岩 たかひろ</b> 新潟3区(前-42) 新潟県議員 選挙区 選挙区。</p>	<p><b>菊田 まさこ</b> 新潟4区(前-39) 元新潟県議員 新しい政権、新しいニッポン。</p>	<p><b>ついで 信隆</b> 新潟6区(前-64) 元、元新潟県議員 今こそチャンス！ 政権交代を！</p>	<p><b>村井 宗明</b> 高山1区(前-36) 元新潟県議員 ついでに！</p>	<p><b>奥田 建</b> 石川1区(元-50) 元新潟県議員 責任ある政治をつくる</p>	<p><b>たなか 美絵子</b> 石川2区(新-33) 元新潟県議員 賢い、生活者第一。</p>	<p><b>こんどう 和也</b> 石川3区(新-35) 元新潟県議員 政権交代、 農業もチャンス。</p>	<p><b>ささき 竜三</b> 福井1区(前-52) 元福井県議員 賢い、政権を！</p>	<p><b>糸川 まさあき</b> 福井2区(前-34) 元福井県議員 チャンスとチャレンジ</p>	<p><b>松宮 いさお</b> 福井3区(元-65) 元福井県議員 政権交代で日本改革</p>	
<p><b>しのはら 孝</b> 長野1区(前-61) 元長野県議員 賢い、明日の日本！</p>	<p><b>下条 みつ</b> 長野2区(前-53) 元長野県議員 賢い、生活者第一。</p>	<p><b>羽田 つとむ</b> 長野3区(前-74) 元長野県議員 「賢い、生活者第一」</p>	<p><b>やざき 公二</b> 長野4区(前-49) 元長野県議員 賢い、生活者第一。</p>	<p><b>加藤 学</b> 長野5区(新-40) 元長野県議員 賢い、生活者第一。</p>	<p><b>小選挙区単独候補者</b> <b>田中 まさこ</b> 新潟5区(前-65)</p>	<p><b>くつか 哲男</b> 北陸信越比例区(新-79) 元新潟県議員 元新潟県議員 元新潟県議員</p>	<p><b>武居 博明</b> 北陸信越比例区(新-51) 元新潟県議員 元新潟県議員</p>	<p><b>三浦 茂樹</b> 北陸信越比例区(新-40) 元新潟県議員 元新潟県議員</p>	<p><b>若泉 せいぞう</b> 北陸信越比例区(元-64) 元新潟県議員 元新潟県議員</p>	<p>比例代表単独候補者(50名順)</p>		

# 比例区は民主党 (略称：民主)

北陸信越選挙区名簿登載者

国民の生活が第一。



小選挙区は民主党の候補者へ

# 8月30日(日)は 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の投票日

投票は  
午前7時から午後8時まで



※投票所によっては、投票終了時刻が  
早くなっている場合がありますので、  
入場券等でご確認ください。

- 投票日には、衆議院小選挙区、衆議院比例代表および最高裁国民審査の3つの投票を  
することになります。投票用紙をよく確かめて、お間違えのないように。
- **衆議院小選挙区** …ピンク色の投票用紙に **候補者の氏名** を書いてください。
- **衆議院比例代表** …うすい水色の投票用紙に **政党・政治団体の名称または略称**  
を書いてください。
- **最高裁国民審査** …白色の投票用紙の氏名の上の欄に、やめさせた方がよいと思う  
裁判官については「×」を書いてください。  
やめさせなくてよいと思う裁判官については、  
何も書かないでください。
- 符号や他のことを書き加えると無効となりますので、ご注意ください。

投票日に旅行などで投票できない方は、次の期間、**期日前投票**ができます。

- ・ 衆議院議員総選挙 **8月19日(水)～8月29日(土)** ) 午前**8時30分**から
- ・ 最高裁国民審査 **8月23日(日)～8月29日(土)** ) 午後**8時**まで



～行ってきて！ボクの未来がかかっている！！～



福井県選挙管理委員会



# 平成21年 8月30日執行 最高裁判所裁判官国民審査公報

福井県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
櫻井龍子  
昭和二年一月一六日生

略歴  
福岡県大牟田市で小学校教員の父の四番目の子として育ち、市立明治小学校、岡白光中学校、県立大牟田北高校を卒業  
昭和四年 三月 九州大学法学部卒業  
四年 四月 労働省入省、以後、農政労働基準局長、自治省課長補佐、日本労働協会国際部長、労働省婦人局婦人福祉課長、大阪府生活文化部長、労働省労働者福祉部長などを務め、労働省女性局長  
平成一〇年 六月 退官  
一三年 一月 退官  
同年 四月 内閣府情報公開審査委員会(第三部会)総長  
一六年 六月 大阪大学大学院(公)教授  
一七年 四月 早稲田大学大学院公共経営研究科講師  
一九年 四月 九州大学客員教授  
二〇年 九月 最高裁判所判事

### 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二年一月二日 第一小法廷判決  
継続的な金銭消費貸借取引における過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から運行する全員の一致。  
二 平成二年一月二日 第一小法廷判決  
共同相続人の一人は、他の共同相続人の同意がなくても、金融機関に対し、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を、単独で求めることができる(全員一致)。  
三 平成二年六月二日 第二小法廷判決  
自動車酒気帯び運転、赤信号であるかを意に介さず、時速七〇八〇kmのスピードで交差点に進入させ、タクシーと衝突し、四名を死亡させた事案について、危険運転致死傷を適用した高裁判決を維持し、上告を棄却した(全員一致、裁判長、裁判官として心構え)  
三〇年余を労働省、自治省、内閣府等で行政官として過ごした後、昨年から裁判官として初めて司法に携わることになりました。労働省では、中小企業の労働問題、パワハラ対策、育児休業法の制定、男女雇用機会均等法、非正規労働者問題など幅広く分野で、労働者保護のための施策の推進に力をかけました。内閣府情報公開審査会では、部長として、フリップノンの納入先医療機関名の公表、水俣病認定検討会の議事録公開などに関する答申をとりまとめ、行政の体質改善に取り組みました。また、大阪府の幹部として、阪神淡路大震災対策など地方自治の現場も体験しました。  
このような多様な経験を裁判官に生かすのが私の使命だと考えております。そのため、幅広い国民各層の意見を耳を傾けながら、これらの仕事を通じて培った目と耳で、何が真に国民の幸せにつながるのかを、よくよく見極めたいと、多くの方の納得のいく判決を出していきたいと思っています。  
特に最高裁は最終審ですので、皆様の期待も大きく、責任も重大です。常に自己研鑽に努め、ひとつひとつの事件に全人格をあげて取り組み、公平で公正な社会の実現に努力して参ります。



最高裁判所判事  
竹内行夫  
昭和一八年七月二〇日生

略歴  
東京都生まれ。奈良女子大付属小・中・高校を卒業  
昭和四一年 三月 京都大学法学部卒業  
四二年 四月 外務省入省  
五九年 七月 経済協力局無償資金課長、以後、条約局条約課長、在英大使館公使、在日大使館公使、条約局長を経て、  
三一年 一月 駐インドネシア大使  
五年 〇月 内閣府大臣秘書官  
七年 八月 在アメリカ日本国大使館特命全權公使  
九年 八月 条約局長、以後、北米局長、総合外交政策局長を経て、  
一二年 一月 駐インドネシア大使  
一四年 一月 外務省次官(一七年退官)  
一七年 九月 政策研究大学院大学客員教授(二〇年退官)  
二〇年 〇月 最高裁判所判事

### 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二年二月二七日 第二小法廷判決  
一般運転者として免状を、優良運転者である旨の記載のない免許証を交付された後、有効期間の更新処分を受けた者は、優良運転者として認定し、更新処分を求めた訴えの利益を有する(全員一致)。  
二 平成二年三月九日 第二小法廷判決  
福島県内に設置されたDVD等の販売機が、監視カメラで撮影した客の画像を監視センターに送信し、監視員がモニターでこれを監視する等の機能を備えていること、また、有客図書等の右一自動販売機への取納を禁止し、その違反を処罰する同条の規定は憲法二条一項二条、三一条、三三一条に違反しないとして高裁判決を正当とした(全員一致、裁判長、裁判官として心構え)  
三 平成二年三月二七日 第二小法廷判決  
全身麻酔と局所麻酔の併用による手術中に生じた麻酔による心停止が原因で患者が死亡した場合において、麻酔医に各麻酔薬の投与量を調整すべき注意義務を怠った過失があり、開胸術と死亡との間に相当因果関係があると、高裁判決を破棄した(全員一致)。  
四 平成二年六月五日 第二小法廷判決  
市街化区域において市街化が進んでいない場合に、地方税法附則一九条の二第一項、固定資産評価基準所定の評価方法等により算定された市街化区域の固定資産評価額の適正な時価を上回るとした原審の判断に違法があると高裁判決を破棄した(全員一致)。  
五 平成二年七月二七日 第二小法廷判決  
継続的金銭消費貸借取引に関する基本契約が、利息制限法の制限を超える利息の弁済により発生した過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含む場合は、過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、取引終了時から進行する。この場合において、貸主が善意の受取者であるときは、借主は過払金に対する過払金発生時からの民法七〇四条所定の利息を請求できる(全員一致、裁判長、裁判官として心構え)  
借主が多数化しているなかで、人間の尊厳を基礎にしたつつ社会秩序の維持・発展に資する公正で公平な裁判を行う。常に、大層の視点を見失わず、三種分別の下における司法のあるべき役割を念頭に置く。個々の判断に当たっては、問題の本質が細部に宿り得ることを忘れず、一件一件に全力を傾注する。  
清波に石を投げれば水清し。



最高裁判所判事  
滝井紀夫  
昭和一七年二月一日生

略歴  
神戸市に生まれる。市内の六甲高校を経て、京都大学法学部を卒業  
司法修習生  
四一年 四月 判事補に任官  
東京地裁の刑事部及び民事部、旭川地裁、最高裁判所に勤務  
最高裁判所に勤務  
判事に任官  
最高地裁の判事、東京高裁の陪席裁判官及び裁判長、最高裁の上席判事として、各審級の民事裁判を担当  
また、最高行政裁判所及び人事局の課長、総務局長、前掲地裁所長として司法行政事務を、さらに、司法研修所長として法曹養成教育を担当  
高裁長官に任命され、福岡高裁及び大阪高裁に勤務  
平成一四年 九月 最高裁判所判事  
一八年 〇月 最高裁判所判事

### 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成一九年六月三日 大法廷判決  
平成一七年九月に施行された衆議院議員補選における小選挙区選挙の区割り及び選挙運動に関する公職選挙法の規定は、憲法一四一条の規定に違反するとはいえない(多数意見)。  
二 平成一九年一月一日 第一小法廷判決  
原簿の被選挙者が国外に居住を移した場合に健康管理者等を受給できなくなったものとして国取扱いが違法であり、このような取扱いを継続した国の担当には過失がある(多数意見、裁判長)。  
三 平成二〇年三月六日 第一小法廷判決  
住民基本台帳ネットワークシステムによって行政機関が住民の個人情報等を管理する行為は、憲法一三一条に違反しない(全員一致、裁判長)。  
四 平成二〇年六月四日 大法廷判決  
日本人の父と外国人の母との間に生まれ、父の認知を受けた子について、父母が婚姻した場合は日本国籍の取得を認めないものとしている国籍法の規定は憲法一四一条一項に違反するから、このような子は、届出によって日本国籍を取得できる(多数意見(補足意見付加))。  
五 平成二〇年九月二〇日 大法廷判決  
市町村の施行する土地開発整理事業の事業計画の決定は、行政訴訟の対象となる行政処分である(昭和四一年の最高裁判決を変更、意見)。  
六 平成二〇年九月三〇日 第一小法廷判決  
警察官が私費で購入したノートに記載している取調べメモに、裁判所は証拠開示を命ずることができる(多数意見、裁判長)。

# 最高裁判所裁判官国民審査

## 8月30日(日)投票

- ・やめさせた方がよいと思う裁判官については、投票用紙の氏名の上の欄に「X」を書いてください。
- ・やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

福井県選挙管理委員会



# 平成 21 年 8 月 30 日 執行 最高裁判所裁判官国民審査公報

福岡県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
たはら ちゅう お  
**田原 睦夫**  
昭和十八年四月三日生

略歴  
京都市で出生。市内の小・中学校を経て、同志社高等学校を卒業。  
昭和四二年 三月 京都大学法学部卒業  
同 年 四月 司法修習生  
同 年 四月 弁護士登録（大阪弁護士会）  
平成一〇年 四月 京都大学大学院客員教授（一二年三月）  
同 年 五月 日本民事訴訟法学会理事（一六年六月）  
その間、平成二年八月より六年間、法制審議会民事訴訟法部幹事として民事訴訟法改正作業に関与し、八年一〇月より八年六月間、法制審議会刑事法部幹事として刑事訴訟法改正作業に関与する。また、大手企業の社外取締役、財団法人や学校法人の監事に就任  
一八年一月 最高裁判所判事



最高裁判所判事  
かね つぎ せい し  
**金築 誠志**  
昭和二〇年四月一日生

略歴  
現在の島根県出雲市で生まれ、中学二年の夏まで父の転勤に従って県内各地で過ごし、その後、家父と共に上京し、都立新宿高等学校を卒業  
昭和四二年 三月 東京大学法学部卒業  
同 年 四月 司法修習生  
同 年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、司法研修所、最高検察庁、札幌地裁に勤務  
五四年 四月 判事任官 以後、東京地裁判事、最高検察庁、最高検察庁検事長、東京地裁民事部、最高検察庁検事長、東京地裁民事部、最高検察庁検事長を経て  
平成一〇年 八月 最高検察庁検事長  
一四年 九月 司法研修所長  
一七年 二月 東京地裁長官  
一八年一〇月 大阪地裁長官  
二一年 一月 最高裁判所判事



最高裁判所判事  
な す こう へい  
**那須 弘平**  
昭和十七年二月一日生

略歴  
長野県伊那市に農家の長男として生まれ、地元の小・中学校を経て東京伊那北高校を卒業  
昭和四二年 三月 東京大学法学部卒業  
同 年 四月 司法修習生  
同 年 四月 判事補任官  
四四年 四月 判事任官  
六二年 四月 第二東京弁護士会副会長  
六三年 四月 日本弁護士連合会常務理事  
平成一六年 四月 東京大学法学部客員教授  
一八年 五月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成一九年六月三日 大法廷判決  
平成一九年七月九日執行の衆議院議員選挙について、小選挙区選出議員の選挙において、候補者が候補者届出政党に属するに否かにより選挙運動に差異を認められ公職選挙法の規定は、憲法二四一条一項等に違反するとの反対意見を述べた。  
二 平成一九年九月十八日 第三小法廷判決  
広島市暴走族追放条例違反事件について、多数意見は適用された同条例は限定解釈により合憲としたが、一般人からは同条例の規定を限定解釈すること極めて困難であるとして、憲法二四一条一項等に違反するとの反対意見を述べた。  
三 平成二〇年六月四日 大法廷判決  
日本国民の父と日本国民でない母との間に生まれた子につき、父の認知後、父母が婚姻した場合に限り日本国籍の取得を認める国籍法の規定は、憲法二四一条違反とするとの多数意見、補足意見付加。  
四 平成二〇年七月一日 第三小法廷決定  
大阪地方裁判所長を襲撃したの非行事実を認めた家庭裁判所の決定が、抗告審で事実誤認を理由に取り消されて差し戻された場合に、差戻審が検察官の申し出した証拠を調べながら行った措置及び抗告審の示した再審的否定的判断に従って少年に非行はなかつた決定に法令違反はないとした（全員一致、裁判長、補足意見付加）。

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成二二年三月六日 第一小法廷判決  
深夜路上でのサイクリングに際し、護身用の催涙スプレーをズボンのポケットに入れて携帯していた行為について、軽微な違法行為の「正当な理由」があるとして無罪を言い渡した（全員一致）。  
二 平成二二年四月三日 第一小法廷判決  
住民訴訟に勝訴した住民が、地方自治体に請求できる弁護士報酬の額が争われた事件において、住民訴訟判決の認容額、地方自治体の回収額を、従たる要素として考慮することに当たった判決を違法とした（多数意見、裁判長）。  
三 平成二二年七月三日 第三小法廷決定  
交通違反等の取締りに当たって捜査車両の車種やナンバーを知ろうとして、警察官の車中座を囲繞し上った行為について、建物侵入罪の成立を認めない（全員一致、裁判長）。  
四 平成二二年七月六日 第一小法廷判決  
以前から被告人らの建物賃借権等を侵害する行為を繰り返して来た不動産業者の従業員が、同建物に立入禁止等と記載した看板を取り付けようとしたのは、建物賃借権等に対する急迫不正の侵害であるとして、看板取り付けを防ぐため従業員の胸を突いて転倒させた行為を正当防衛と認め、無罪を言い渡した（全員一致）。

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 平成一九年二月二七日 第三小法廷判決  
（市立小学校の音楽科の教員が校長から入式での「君が代」斉唱のピアノ伴奏をせよとの職務命令を受けた事案につき）伴奏は音楽科の教員として通常想定される期待されるもので、これを命ずることが特定の思想の強制や禁止に当たるとは認められない。職務命令は憲法一九条（思想、良心の自由）に違反せず。教諭はこれに従う義務がある（多数意見、補足意見付加、裁判長）。  
二 平成二〇年二月九日 第三小法廷判決  
（米国の著名な写真家であるメイブルの写真を「風俗を善すべき書籍」図面に当たらせようとして模倣で輸入を阻止された事案につき）写真複製は、写真芸術や現代美術に関心を持つ者の購読、鑑賞を奨励したもので芸術の主要作品を収録し全体像を概観するために編集された等の事情があることを考慮すると、「風俗を善す」とまではいえない。模倣の措置は取消されるべきである（多数意見、裁判長）。  
三 平成二〇年六月四日 大法廷判決  
日本国民を父とし外国人を母として出生した後に父が認知を受け子について、父母が婚姻して届出となったときに限り日本国籍の取得を認めるとする国籍法二四一条は、そのままだでは憲法一四一条（下の平等）に反する。このような場合には認知があれば父母が婚姻していなくても日本国籍を取得できると解すべきである（多数意見、補足意見付加）。  
四 平成二〇年六月一日 第三小法廷判決  
ヤミ金融業者が元利金を等の名目で違法に利益を得る手段として善し高利の貸付の形をとって債主に交付した金員が民法上の不法原因給付に当たるときは、債主に業者が不法行為による損害賠償請求がされたときも、元金の名目で交付された金員について損害賠償を理由にして債主の損害額から控除すべきではない（全員一致、裁判長）。

## 8月30日(日) 投票

【投票時間：午前7時～午後8時】

投票所によっては、投票終了時刻が早くなっている場合がありますので、入場券等でご確認ください。

～行ってきて!ボクの未来がかかっている!!～ 福岡県選挙管理委員会

衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国民審査

この審査公報は、審査に付される裁判官から提出された原稿を写真製版によって印刷したものです。 (2)

# 平成 21 年 8月30日執行 最高裁判所裁判官国民審査公報

福井県選挙管理委員会



最高裁判所長官  
竹崎博允  
昭和一九年七月八日生



最高裁判所判事  
近藤崇晴  
昭和一九年三月二十四日生



最高裁判所判事  
宮川光治  
昭和一七年二月二十八日生

**略歴**  
岡山県の裁判所職員の家系に生まれ、岡山市内の小、中、高校を経て、東京大学法学部を卒業。  
昭和四年 四月 判事補任官、東京地裁、広島地裁、鹿児島地裁、大阪高等地裁等に勤務。  
昭和五年 四月 判事任官、東京地裁、司法研修所教官、最高裁判所局長、東京高等地裁、東京高等裁判所、最高裁判所判事。  
昭和六年 四月 最高裁判所判事補任官。  
昭和七年 七月 最高裁判所判事。  
昭和八年 六月 最高裁判所判事補任官。  
昭和九年 二月 最高裁判所判事。  
昭和一〇年 一月 最高裁判所判事。

**最高裁判所において関与した主要な裁判**  
一 平成二年三月九日 第二小法廷判決  
福島県内に設置されたD・V等の販売機が、監視カメラで撮影した客の画像を監視センターに送信し、監視員がモニターでこれを監視する等の機能を備えていて、監視員がモニターで見ていたことは、福島県青少年健全育成条例一六条一項にいう「自動販売機」に該当するとし、また、有害図書類の自動販売機への収納禁止し、その違反を処罰する福島県青少年健全育成条例の趣旨は憲法二二条一項、二二条二項、三一条に違反しないと、同条例に定める届出を行う、前記販売機に同条例所定の有害図書類であるD・V一枚を販売し、前記販売機にその行為を有罪とした高裁判決を維持した(全員一致、裁判長)。  
二 平成二年四月二日 第二小法廷判決  
仮処分命令における保全すべき権利が、本案訴訟の判決において、当該仮処分命令の発令時から存在しなかったものと判断され、このことが事情の要するところとして当該仮処分命令を取り消す旨の決定が確定した場合には、当該仮処分命令を受けた債務者は、その保全執行としてされた間接強制決定に基づき取り立てられた金銭につき、債権者に対して不当利得返還請求をすることができるとして、高裁判決の判断を正当とし、是認した(全員一致、裁判長)。

**裁判官としての心構え**  
人々の生活様式や考え方が多様化し、利害の対立が一段と深刻になってきている現代社会のもとで、裁判の役割はこれまで以上に重要なものとなっている。このような時期に最高裁判所所長裁判官となることの責任を痛感している。また、有害図書類の自動販売機への収納禁止し、その違反を処罰する福島県青少年健全育成条例の趣旨は憲法二二条一項、二二条二項、三一条に違反しないと、同条例に定める届出を行う、前記販売機に同条例所定の有害図書類であるD・V一枚を販売し、前記販売機にその行為を有罪とした高裁判決を維持した(全員一致、裁判長)。

**略歴**  
東京の下町、上野と浅草の間で育ち、台東区立竹下小学校、東京女子大学附属竹下中学校、同高校を経て、東京大学法学部を卒業。  
昭和四年 四月 判事補任官、以後、前橋地裁、裁判所書記官、研究員、札幌地裁、東京地裁、最高裁判所判事、同府地裁判事、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和五年 一月 最高裁判所判事補任官。  
昭和六年 四月 甲府地裁判事(部長補佐)。  
昭和七年 二月 最高裁判所判事(部長補佐)。  
昭和八年 五月 最高裁判所判事。  
昭和九年 五月 最高裁判所判事。

**最高裁判所において関与した主要な裁判**  
一 平成九年九月八日 第三小法廷判決  
広島市警署に設置されたD・V等の販売機が、監視カメラで撮影した客の画像を監視センターに送信し、監視員がモニターでこれを監視する等の機能を備えていて、監視員がモニターで見ていたことは、福島県青少年健全育成条例一六条一項にいう「自動販売機」に該当するとし、また、有害図書類の自動販売機への収納禁止し、その違反を処罰する福島県青少年健全育成条例の趣旨は憲法二二条一項、二二条二項、三一条に違反しないと、同条例に定める届出を行う、前記販売機に同条例所定の有害図書類であるD・V一枚を販売し、前記販売機にその行為を有罪とした高裁判決を維持した(全員一致、裁判長)。  
二 平成二〇年二月二日 第三小法廷判決  
写真家マイケル・ソープの写真集が、男性性器の写真を含んでいるにもかかわらず、出版禁止の命令が下されたことに関する事件の下で、開示請求法にいう「風俗を害すべき書籍」に該当しないと判断した(多数意見)。  
三 平成二〇年六月四日 日本国国民の日本国国民でない母との間に出生した子に認められた国籍取得の要件に関する事件のためには、父母が婚姻することを要する部分とは、合理的な理由のない差別として憲法一四条に違反するものであり、その子は、父母が婚姻しなくても、日本国籍を取得する(多数意見、補足意見付加)。  
四 平成二〇年九月一日 大法廷判決  
土地地区画整理事業の事業計画の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分相当と判断し、昭和四一年及び平成四年の最高裁判例を要する(全員一致、補足意見付加)。  
五 平成二〇年四月一日 第三小法廷判決  
満員電車内の痴漢事件について、被告人が一貫して犯行を否認し、被害者の供述以外に証拠がないという事情の下では、被害者の供述の信用性判断は特に慎重に行う必要があるとして、無罪を言い渡した(多数意見、補足意見付加)。  
六 平成二〇年四月二日 第三小法廷判決  
殺人の加害者が死体隠蔽したため、被害者の相続人が殺害の時から二〇〇年が経過した後には殺害の事実を知ったなどの事情の下では、損害賠償請求権は消滅しない(全員一致)。  
七 平成二〇年四月二日 第三小法廷判決  
小学校の教員が、悪ふざけをした二年生の男子を追いかけつけて捕まえ、胸元をつかんで壁に押し当て、大声で叱つたことについて、教育指導のために行われたものであり、体罰に当たるものでなく違法とはいえない(全員一致、裁判長)。

**裁判官としての心構え**  
最高裁判所は最終審ですから、原判決の結論を維持することが妥当かどうか、一件一件丁寧に判断する必要があります。最高裁判所は法律審ですから、できるだけ明確な法解釈を示すように努めたいと思います。そして、裁判所の示す判断について何よりも大事なのは、結論が健全な社会常識に合致したものであることと考えています。そのためには、社会と人々の心の動きを鋭敏にキャッチできるように感性を研ぎましたいものと願っています。

**略歴**  
中国山東省青島市で生まれ、引揚後、名古屋に居住し、名古屋大学法学部を卒業。  
昭和四年 三月 名古屋大学法学部を卒業。  
昭和五年 四月 司法修習生。  
昭和六年 四月 弁護士登録、東京弁護士会。  
昭和七年 四月 司法研修所判事、東京地裁判事。  
昭和八年 七月 日本弁護士連合会倫理委員会委員。  
昭和九年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和一〇年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和一一年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和一二年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和一三年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和一四年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和一五年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和一六年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和一七年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和一八年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和一九年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。  
昭和二〇年 四月 最高裁判所判事補任官、司法研修所判事、最高裁判所判事補任官、最高裁判所判事。

**最高裁判所において関与した主要な裁判**  
一 平成二〇年九月三日 第一小法廷判決  
警察官が私車に購入したノートに記載した取調メモについて、証拠開示を命じた判断を支持した(多数意見、補足意見付加)。  
二 平成二〇年二月五日 第一小法廷判決  
情報公開法に基づき行政文書の開示請求に対する不開示決定等の取消訴訟において、いわゆるインカメラ審理を意図した検証のために、被告に、不開示とした文書の提出を命ずることが許されないとした(全員一致、補足意見付加)。  
三 平成二〇年二月二日 第一小法廷判決  
継続的な金銭消費貸借取引におけるいわゆる過払金返還請求権の消滅時効は、基本契約が完全合意を含む場合は、特約の事情がない限り、取引終了時から進行するとした(全員一致)。  
四 平成二〇年四月三日 第一小法廷判決  
地方自治法(平成二〇年改正前のもの)二四一条の二第二項四号による住民訴訟で勝訴した住民が普通地方公共団体に対し支払請求できる弁護士報酬額について、その算定基準を示した(多数意見、補足意見付加)。  
五 平成二〇年七月一日 第一小法廷判決  
商品取引員は、専門知識のない委託者に対し、契約上、差玉向かいを行っていること等の説明義務、通知義務を負うとした(全員一致、裁判長)。  
六 平成二〇年七月一日 第一小法廷判決  
立入禁止等と記載した看板を建物に取り付けようとした行為を阻止するために行った暴行について、当該事実関係の下においては正当防衛が成立するとし、無罪を言い渡した(全員一致、裁判長)。

**裁判官としての心構え**  
司法が実現すべき究極の価値は、ひとこというと、「人間の尊厳」である、と考えています。私は、法を人間の側から考え、分かりやすい論理と言葉で、判断を示していきたい、と思っております。

**その他**  
自戒の言葉「精神のない専門人、心構えのない素人。この無用のものは、かつて述べられたことのない人間性の段階にまで登りつめた」と自戒する。(ウェーバー)  
趣味など、映画館で映画を観賞すること、世界文学を読むこと、近年は、藤沢周平の全作品を読むことに挑戦しています。

仕事、旅行...用事があるあなたに 期日前投票のお知らせ!



【投票日に投票所に行って投票できない方は、期日前投票制度を利用してください!】  
衆議院議員総選挙 8月19日～8月29日 午前8時30分～午後8時  
最高裁判所裁判官国民審査 8月23日～8月29日 午前8時30分～午後8時

詳しくはお住まいの市町または県の選挙管理委員会にお尋ねください。 福井県選挙管理委員会

# 8月30日(日)は 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査の投票日

投票は  
午前7時から午後8時まで



※投票所によっては、投票終了時刻が早くなっている場合がありますので、入場券等でご確認ください。

- 投票日には、衆議院小選挙区、衆議院比例代表および最高裁国民審査の3つの投票をすることになります。投票用紙をよく確かめて、お間違えのないように。
  - ・衆議院小選挙区…ピンク色の投票用紙に **候補者の氏名** を書いてください。
  - ・衆議院比例代表…うすい水色の投票用紙に **政党・政治団体の名称または略称** を書いてください。
  - ・最高裁国民審査…白色の投票用紙の氏名の上の欄に、やめさせた方がよいと思う裁判官については「×」を書いてください。  
やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 符号や他のことを書き加えると無効になりますので、ご注意ください。

投票日に旅行などで投票できない方は、次の期間、**期日前投票**ができます。

- ・衆議院議員総選挙 **8月19日(水)~8月29日(土)** ) 午前**8時30分**から
- ・最高裁国民審査 **8月23日(日)~8月29日(土)** ) 午後**8時**まで



～行ってきて!ボクの未来がかかっている!!～



福井県選挙管理委員会

# 福井県報

号外第77号  
平成21年  
9月2日(水)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

目次

### 選挙管理委員会告示

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県各選挙区における当選人(七七)……………

### 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第77号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県各選挙区における当選人の住所および氏名ならびに当該当選人に係る候補者届出政党の名称は、次のとおりである。

平成21年9月2日

福井県選挙管理委員会  
委員長 奥井 隆

選挙区	住所	氏名	候補者届出政党の名称
福井県第1区	福井県福井市中央3丁目9番5号 ロワール濱町桜橋205号室	稲田 朋美	自由民主党
福井県第2区	福井県鯖江市水落町1丁目5番31号	山本 拓	自由民主党
福井県第3区	福井県敦賀市沓見62号3番地	高木 毅	自由民主党



届出受理番号	届出年月日	候補者届出政党の名称	候補者氏名	本籍	住所	生年月日	職業
1	平成21年 8月18日	自由民主党	高木 つよし <small>たかぎ つよし</small>	福井県	福井県敦賀市沓見62号3番地	昭和31年 1月16日	無職
2	平成21年 8月18日	(本人届出)	北野 光夫 <small>きたの みつお</small>	福井県	福井県越前市村国二丁目8番33号	昭和41年 12月13日	団体役員
3	平成21年 8月18日	民主党	松宮 いさお <small>まつみや いさお</small>	福井県	福井県越前市村国三丁目15番地1 プロムナードハイック305	昭和19年 5月28日	政党役員

※ 「候補者届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称を、本人届出または推薦届出に係る候補者についてはかつこ内にその旨を記載したものである。

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第2区選出議員選挙告示第3号

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第2区選挙区選挙告示第3号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第2区選挙区における候補者として次のとおり立候補の届出があった。

平成21年8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙  
福井県第2区選挙区選挙長  
山内 久美子

届出受理番号	届出年月日	候補者届出政党の名称	候補者氏名	本籍	住所	生年月日	職業
1	平成21年8月18日	民主党	糸川 まさあき	東京都	福井県坂井市丸岡町下安田第16号58番地	昭和49年12月21日	会社役員
2	平成21年8月18日	自由民主党	山本 拓	福井県	福井県鯖江市水落町1丁目5番31号	昭和27年7月7日	政党役員
3	平成21年8月18日	(本人届出)	河合 ゆうき	兵庫県	福井県坂井市丸岡町針ノ木1丁目12番地1	昭和37年3月22日	団体職員

※ 「候補者届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称を、本人届出または推薦届出に係る候補者についてはかつこ内にその旨を記載したものである。

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第3区選出議員選挙告示第3号

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第3区選挙区選挙告示第3号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第3区選挙区における候補者として次のとおり立候補の届出があった。

平成21年8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙  
福井県第3区選挙区選挙長  
熊澤 喜八郎

# 福井県報

号外第74号  
平成21年  
8月18日(火)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第一区選挙区選挙長告示

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第一区選挙区における候補者(一)……一

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第二区選挙区選挙長告示

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第二区選挙区における候補者(二)……一

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第三区選挙区選挙長告示

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第三区選挙区における候補者(三)……一

### 衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第一区選挙区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第一区選挙区選挙長告示第2号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第一区選挙区における候補者として次のとおり立候補の届出があった。

平成21年8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙  
福井県第一区選挙区選挙長  
北川 稔

届出受理番号	届出年月日	候補者届出政党の名称	候補者氏名	本籍	住所	生年月日	職業
1	平成21年8月18日	自由民主党	稲田 ともみ	大阪府	福井県福井市中央3丁目9番5号 ローレル濱町桜橋205号室	昭和34年2月20日	弁護士
2	平成21年8月18日	民主党	ささき 竜三	福井県	福井県福井市春山2丁目3番16号	昭和31年11月27日	政党役員
3	平成21年8月18日	日本共産党	かねもと 幸枝	福井県	福井県吉田郡永平寺町松岡宮重第8号6番地	昭和33年3月20日	政党役員

※ 「候補者届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称を、本人届出または推薦届出に係る候補者についてはかつこ内にその旨を記載したものである。

# 福井県報

号外第73号  
平成21年  
8月18日(火)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

### 選挙管理委員会告示

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県各選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額(七六)……………1

### 選挙管理委員会告示

#### 福井県選挙管理委員会告示第76号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県各選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

選挙区の名称	選挙運動に関する支出金額の制限額
福井県第1区	22,423,500円
福井県第2区	22,399,800円
福井県第3区	22,317,800円



項の規定により、平成21年8月30日に執行される衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第3区選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所を次のとおり告示する。

平成21年8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第3区選挙区

選挙長 熊澤 喜八郎

1 日時 平成21年8月28日

午前10時30分

2 場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第3区選挙区選挙長告示第2号

平成20年9月16日付け郵便事業株式会社公告に基づき、次の郵便事業株式会社の支店を平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第3区選挙区における公職選挙郵便規則（昭和25年郵政省令第4号）第2条第1項の規定により公職の候補者に対して通常葉書を交付する支店および同令第3条の2第1項の規定により政党その他の政治団体に対して通常葉書を販売する支店に指定したので、告示する。

平成21年8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第3区選挙区

選挙長 熊澤 喜八郎

郵便事業株式会社敦賀支店

衆議院比例代表  
選出議員選挙福井県  
選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙福井県選挙分会長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、平成21年8月30日に執行される衆議院比例代表選出議員選挙の福井県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所を次のとおり告示する。

平成21年8月18日

衆議院比例代表選出議員選挙福井県選挙分会長 奥井 隆

1 日時 平成21年8月28日

午前10時45分

2 場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階選挙管理委員会室

平成二十一年八月十八日印  
平成二十一年八月十八日発行

刷 発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一號 福井県  
行 印刷人 千九一〇一〇八四三 福井県福井市西開発三丁目七一五 白鷗印刷(株)

電話 六三〇〇

# 福井県報

号外第72号  
平成21年  
8月18日(火)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第一区選挙区選挙長告示

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第一区選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所(一)……………一

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第二区選挙区選挙長告示

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第二区選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所(一)……………一

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第三区選挙区選挙長告示

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第三区選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所(一)……………一

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第一区選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所(一)……………一

三区選挙区における公職の候補者に対し通常葉書を交付する支店および政党その他の政治団体に対し通常葉書を販売する支店の指定(二)……………二

衆議院比例代表選出議員選挙福井県選挙分会長告示

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所(一)……………一

## 衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第一区選挙区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第一区選挙区選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、平成21年8月30日に執行される衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第一区選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所を次のとおり告示する。

- 平成21年8月18日 衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第一区選挙区 選挙長 北川 稔
- 1 日時 平成21年8月28日 午前10時
- 2 場所 福井市大手3丁目17番1号 福井県庁6階選挙管理委員会室

## 衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第二区選挙区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第二区選挙区選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、平成21年8月30日に執行される衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第二区選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所を次のとおり告示する。

平成21年8月18日 衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第二区選挙区 選挙長 山内 久美子

- 1 日時 平成21年8月28日 午前10時15分
- 2 場所 福井市大手3丁目17番1号 福井県庁6階選挙管理委員会室

## 衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第二区選挙区選挙長告示第2号

平成20年9月16日付け郵便事業株式会社公告に基づき、次の郵便事業株式会社支店を平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第二区選挙区における公職選挙郵便規則(昭和25年郵政省令第4号)第2条第1項の規定により公職の候補者に対して通常葉書を交付する支店および同令第3条の2第1項の規定により政党その他の政治団体に対し通常葉書を販売する支店に指定したので、告示する。

- 平成21年8月18日 衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第二区選挙区 選挙長 山内 久美子 郵便事業株式会社鯖江支店

## 衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第三区選挙区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙福井県第三区選挙区選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、平成21年8月30日に執行される衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県第三区選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所を次のとおり告示する。

- 1 審査分会長 敦賀市神楽町1丁目4番1号  
奥井 隆
- 2 職務代理者 福井市上北野1丁目410番地  
北川 稔

福井県選挙管理委員会告示第74号

平成21年8月30日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福井県審査分会長が職務を行う場所は、別に告示するもののほか、次のとおりである。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会  
委員長 奥井 隆  
福井市大手3丁目17番1号 福井県庁6階  
選挙管理委員会室

福井県選挙管理委員会告示第75号

平成21年8月30日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福井県審査分会の日時および場所を、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第34条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

- 福井県選挙管理委員会  
委員長 奥井 隆
- 1 日時 平成21年9月2日  
午後1時45分
- 2 場所 福井市大手3丁目17番1号  
福井県庁6階大会議室

平成二十一年八月十八日印 刷 発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県  
平成二十一年八月十八日発行 印刷人 千九一〇一〇八四三 福井県福井市西開発三丁目七二五 白崎印刷(株) ☎六三〇〇

選挙区 の名称	日 時	場 所
福井県 第1区	平成21年8月18日 午後5時 45分	福井市大手3丁 目17番1号福 井県庁6階選挙 管理委員会室
福井県 第2区	平成21年8月18日 午後6時	
福井県 第3区	平成21年8月18日 午後6時 15分	

#### 福井県選挙管理委員会告示第68号

平成21年8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所を公職選挙運動管理規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号）第34条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

1 日時 平成21年8月21日

午後4時

2 場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階選挙管理委員会室

#### 福井県選挙管理委員会告示第69号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の順序を定めるくじを行う日時および場所を公職選挙運動管理規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号）第10条の4第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

1 日時 平成21年8月18日

午後6時30分

2 場所 福井市大手3丁目17番1号  
福井県庁6階選挙管理委員会室

#### 福井県選挙管理委員会告示第70号

平成21年8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票の記載をする場所および期日前投票所または不在者投票管理者のうち市町の選挙管理委員会の委員長が管理する投票を記載する場所内の適当な箇所においてする衆議院名簿届出政党等の名称および略称の掲示ならびに投票所内のその他の適当な箇所においてする衆議院名簿届出政党等の名称および略称ならびに衆議院名簿登載者の氏名および当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所を公職選挙運動管理規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号）第43条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

1 日時 平成21年8月18日

午後7時

2 場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階選挙管理委員会室

#### 福井県選挙管理委員会告示第71号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福井県各選挙区の選挙の日時および場所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

選挙区 の名称	日 時	場 所
福井県 第1区	平成21年9月2日 午後1時	福井市大手3丁目 17番1号 福井 県庁6階 大会議室
福井県 第2区	平成21年9月2日 午後1時	
福井県 第3区	平成21年9月2日 午後1時45分	

#### 福井県選挙管理委員会告示第72号

平成21年8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会の日時および場所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

1 日時 平成21年9月2日

午後2時30分

2 場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階大会議室

#### 福井県選挙管理委員会告示第73号

平成21年8月30日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福井県審査分会長および同審査分会長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者を最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

## 1 選挙長

選挙区の名	住 所	氏 名
福井県第1区	福井市上北野1丁目410番地	北川 稔
福井県第2区	勝山市長山町1丁目2番16号	山内 久美子
福井県第3区	福井市大宮6丁目10番10号	熊澤 喜八郎

## 2 職務代理者

選挙区の名	住 所	氏 名
福井県第1区	福井市大宮6丁目10番10号	熊澤 喜八郎
福井県第2区	敦賀市神楽町1丁目4番10号	奥井 隆
福井県第3区	勝山市長山町1丁目2番16号	山内 久美子

## 福井県選挙管理委員会告示第61号

平成21年8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会長および同選挙分会長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者を公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第81条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

1 選挙分会長 敦賀市神楽町1丁目4番10号  
奥井 隆

2 職務代理者 福井市上北野1丁目410番地  
北川 稔

## 福井県選挙管理委員会告示第62号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福井県各選挙区の選挙長が職務を行う場所は、別に告示する場合は次のとおりである。

平成21年8月18日

## 福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

福井市大手3丁目17番1号 福井県庁6階選挙管理委員会室

(平成21年8月18日については、福井県庁地下1階正庁)

## 福井県選挙管理委員会告示第63号

平成21年8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会長が職務を行う場所は、別に告示する場合は次のとおりである。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

福井市大手3丁目17番1号 福井県庁6階選挙管理委員会室

## 福井県選挙管理委員会告示第64号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙および衆議院比例代表選出議員選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

1 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票  
2 衆議院比例代表選出議員選挙の投票

## 福井県選挙管理委員会告示第65号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙および衆議院比例代表選出議員選挙における開票の順序は、次のとおりとする。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

## 1 衆議院小選挙区選出議員選挙の開票

2 衆議院比例代表選出議員選挙の開票

## 福井県選挙管理委員会告示第66号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場におけるポスターの掲示を開始できる日を公職選挙法(昭和25年法律100号)第144条の2第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

平成21年8月18日

## 福井県選挙管理委員会告示第67号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所を公職選挙運動管理規程(昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号)第34条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆



# 福井県報

号外第71号  
平成21年  
8月18日(火)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

### 選挙管理委員会告示

- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福井県各選挙区の選挙長および当該選挙長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者(六〇)……………一
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会長および福井県選挙分会長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者(六一)……………二
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福井県各選挙区の選挙長が職務を行う場所(六一)……………二
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会長が職務を行う場所(六三)……………二
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙および衆議院比例代表選出議員選挙における投票の順序(六四)……………二
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙および衆議院比例代表選出議員選挙における開票の順序(六五)……………二

- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福井県各選挙区のポスター掲示場に表示するポスターを掲示することができる日(六六)……………二
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福井県各選挙区の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所(六七)……………二
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所(六八)……………三
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の順序を定めるくじを行う日時および場所(六九)……………三
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票の記載をする場所においてする衆議院名簿届出政党等の名称および略称の掲示ならびに投票所内その他の適当な箇所においてする衆議院名簿届出政党等の名称および略称ならびに衆議院名簿登載者の氏名および当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所(七〇)……………三
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福井県各選挙区の選挙会の日時および場所(七一)……………三
- 平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福井県選挙分会の日時および場所(七二)……………三
- 平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福井県審査分会長および福井県審査分会長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者(七三)……………三
- 平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福井県審査分会長が職務を行う場所(七四)……………四
- 平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福井県審査分会の日時および場所(七五)……………四

## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第60号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福井県各選挙区の選挙長および同選挙長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者を公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第81条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

# 福井県報

号外第70号  
平成21年  
8月17日(月)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

### 選挙管理委員会告示

- 条例の制定または改廃の請求および  
監査の請求のための連署に必要な選  
挙権を有する者の数(五七)……………1
- 議会の解散の請求、知事の解職の請  
求、副知事、選挙管理委員、監査委  
員または公安委員会の委員の解職の  
請求および教育委員会の委員の解職  
の請求のための連署に必要な選挙権  
を有する者の数(五八)……………1
- 議会の議員の所属する選挙区にお  
ける解職の請求のための連署に必要  
な選挙権を有する者の数(五九)……………1

### 選挙管理委員会告示

#### 福井県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、同法第74条第1項の規定による条例の制定もしくは改廃の請求または同法第75条第1項の規定による監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

平成21年8月17日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

13.122

#### 福井県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法(昭和22年法律第67号)以下「法」という。)第76条第4項、第81条第2項もしくは第86条第4項において準用する法第74条第5項または地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する法第86条第4項において準用する法第74条第5項の規定により、法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、法第81条第1項の規定による知事の解職の請求もしくは法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の

委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

平成21年8月17日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

176.011

#### 福井県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により、同法第80条第1項の規定による議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

平成21年8月17日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

選挙区の名称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井市足羽郡	68,538
敦賀市	18,201
武生市	18,677
小浜市速歩郡	11,405
大野市	10,343
勝山市	7,319
鯖江市	17,943
あわら市	8,430
坂井市	24,754
吉田郡	5,317
今立郡	4,542
南条郡	3,295
丹生郡	9,886
三方郡	5,402
大飯郡	4,642

# 福井県報

号外第67号  
平成21年  
7月27日(月)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

委員長 奥井 隆  
平成21年8月18日

## 選挙管理委員会告示

○平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日および縦覧に供する期間(五〇)……………

## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第50号  
平成21年8月30日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日および縦覧に供する期間を公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により、次のとおり告示する。  
平成21年7月27日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成21年8月17日
- 2 登録を行う日  
平成21年8月17日
- 3 縦覧に供する期間  
平成21年8月18日

## 福井県選挙管理委員会告示第51号

平成21年8月30日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第5項の規定により、次のとおり告示する。  
平成21年7月27日

福井県選挙管理委員会

# 福井県報

号外第66号  
平成21年  
7月22日(水)  
火・金曜日発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

### 選挙管理委員会告示

○衆議院比例代表選出議員選挙におい  
て福井市および越前市の区域を分け  
た開票区の設置(四九)……………1  
選挙管理委員会公告

○平成二十一年八月三十日執行予定の  
衆議院小選挙区選出議員選挙に係る  
立候補予定者説明会の開催……………1

### 選挙管理委員会告示

#### 福井県選挙管理委員会告示49号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)

第18条第2項の規定により、平成21年8  
月30日執行予定の衆議院小選挙区選出議員  
選挙と同日に執行される衆議院比例代表選出  
議員選挙において、福井市および越前市の区  
域を分けて、次のとおり開票区を設ける。  
平成21年7月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

#### 1 福井市の開票区

開票区の名	区	域
福井市第1開票区	山町の区域	平成18年1月31日現在における旧福井市および旧足羽郡美山町の区域
福井市第2開票区	生郡清水町の区域	平成18年1月31日現在における旧丹生郡越廼村および旧丹生郡清水町の区域

#### 2 越前市の開票区

開票区の名	区	域
武生開票区		平成17年9月30日現在における旧武生市の区域
今立開票区		平成17年9月30日現在における旧今立郡今立町の区域

### 選挙管理委員会公告

平成21年8月30日執行予定の衆議院小

選挙区選出議員選挙に係る立候補予定者説明  
会を次のとおり開催する。

平成21年7月22日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

1 日時 平成21年8月3日(月)

午後1時30分

2 場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階大会議室

3 対象 平成21年8月30日執行予定の

衆議院小選挙区選出議員選挙におけ  
る立候補予定者およびその関係者